

**財田川事件・榎井村事件の教訓に学び、  
刑事再審手続に関する要綱（骨子）に反対し、  
議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明**

法制審議会は、本年2月12日に刑事再審手続に関する「要綱（骨子）」（以下「要綱（骨子）」という。）を採択し、これを法務大臣に答申した。

香川県においては、「財田川事件」と「榎井村事件」という二つの再審事件があり、いずれも無罪判決が確定している。

「財田川事件」では谷口繁義さんが身体拘束をされてから無罪判決を得るまでに約34年もの長期間を要している。この事件では、検察官による証拠の廃棄、証拠開示の遅延及び再審開始決定に対する不服申立てがその長期化の原因となった。

しかるに、「要綱（骨子）」は、証拠開示、再審開始決定に対する検察官の不服申立て、期日の指定などの重要な項目を従来どおり検察官又は裁判所の裁量に委ねるものであり、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするという再審法改正の目的に沿ったものとは評価できない。かえって、再審の請求についての調査手続の規定を設けるなど、今まで以上に救済を困難にしかねない内容を含んでいる。

特に問題がある点は、以下のとおりである。

第1に、要綱（骨子）は、「再審の請求についての調査手続」を設け、裁判所が再審請求について調査した結果、「理由がないことが明らかであると認める」ときは、事実の取調べや証拠の提出命令を行うことができず、再審請求を棄却することを義務付けている。しかし、財田川事件の第二次再審請求は、谷口さんが裁判所に送付した書簡が契機となって再審請求審の審理が開始されており、新証拠は添付されていなかった。このような規定が設けられた場合、調査手続の段階では、裁判所は証拠の提出命令を行うことが禁止されるため、再審請求人が無罪につながる証拠の開示を受けられないまま、再審請求が棄却されるおそれがある。

第2に、要綱（骨子）は、裁判所不提出記録の閲覧・謄写について証拠の提出命令の規定を設けることとしているが、その対象を「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」に限定し、かつ、弁護人に直接開示する方法（直接開示型）を否定し、裁判所に提出する方法に限定する（裁判所提出型）など、証拠開示について非常に制限的な内容となっている。

財田川事件及び榎井村事件では、再審請求審において検察官が開示した証拠が重要な証拠となり、再審開始決定に至っていることを忘れてはならない。再審請求人及び弁護人が、検察官がどのような証拠を保管しているか把握できないことに鑑みれば、本来、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」は、再審の請求の理由に関連す

るか否かを問わず、すべて、再審請求人・弁護人に対し直接に開示されなければならないのであり、上記のような限定は制度の根幹に関わる問題である。

しかも、要綱（骨子）は、開示証拠の目的外使用禁止についても定めている。このような規定が設けられた場合、開示証拠を支援者や報道機関等に提示、交付又は提供することが目的外使用に当たるのではないかとの懸念から、これを躊躇するおそれがある。えん罪被害者の救済を困難にさせるものであるといわざるを得ない。

第3に、要綱（骨子）は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止（廃止）していない。

過去の再審無罪事件を見ると、検察官は、ほぼ全ての事件で不服申立てを行っている。財田川事件では、差戻請求審における再審開始決定に対して検察官が即時抗告を行ったために、再審開始決定が確定するまでに再審開始決定から約2年間、再審無罪判決を得るまでに約5年間を要している。また、福井事件の第1次再審請求では、検察官は自らの主張と矛盾する重要な証拠を開示しないまま、再審開始決定に対して不服申立てを行い、その結果、再審開始決定が誤って取り消されている。にもかかわらず、要綱（骨子）は、従来どおり、再審開始決定に対する不服申立てを検察官の裁量に委ねている。なお、取りまとめには附帯事項が付されているが、検察当局は従来の運用を変更するものではない旨を発言しているから、歯止めにならない。

そもそも、要綱（骨子）は、法制審議会刑事法（再審関係）部会の審議を経て作成されているが、同部会の委員・幹事の人選も含め、その審議を主導していたのは、検察官が要職を占める法務省事務局である。これでは、えん罪被害者のための再審法改正は期待できず、同部会の審議に対しては、えん罪被害者やその家族のみならず、多くの刑事法研究者や元裁判官、さらには全国各地の報道機関からも深刻な懸念が表明されていた。要綱（骨子）の内容は、公正性、中立性、専門性に疑問があり、再審法改正を求める国民の意思から乖離している。

また、本年2月12日に開催された法制審議会総会において、4名の委員が反対し、1名の委員が棄権するという異例の事態となったことを重く受け止める必要がある。少なくとも、証拠の提出命令（証拠開示）、目的外使用の禁止及び再審開始決定に対する不服申立てなどの重要な項目は、両論併記とするのが相当であった。

ところで、再審法改正に関しては、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「議連法案」という。）を取りまとめている。議連法案は、再審制度によってえん罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的な人権の保障を全うする観点から策定されたものであって、えん罪被害者の迅速かつ容易な救済を指向するものである。また、その

内容を見ても、再審請求手続における検察官保管証拠等（送致書類等目録を含む。）の開示を幅広く認めるとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面的に禁止（廃止）している点などは、要綱（骨子）よりも優れており、高く評価できるものである。

よって、当会は、財田川事件・榎井村事件の教訓に学び、要綱（骨子）に反対するとともに、再審法改正の中核をなす部分については、議員立法により議連法案のとおり速やかに成立させることを求める。

2026年（令和8年）3月9日

香川県弁護士会

会長 八木 俊 則